

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 7 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局秋田運輸支局長



マスク非着用者のタクシー乗車に係る約款の認可について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知されましたので、了知方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 1 日

秋田運輸支局長 殿

自動車交通部長

マスク非着用者のタクシー乗車に係る約款の認可について

標記について、令和 5 年 4 月 2 8 日付けで自動車局旅客課長より別添のとおり事務連絡がありましたので了知されたい。

事 務 連 絡

令和5年4月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

マスク非着用者のタクシー乗車に係る約款の認可について

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけられることとされた。

また、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「決定」という。）において、3月13日以降のマスクの着用は「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」とされ、「マスク着用が効果的な場面」として、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車するときにはマスクの着用が推奨され、タクシー利用時については、マスク着用推奨の対象外として整理されたところである。

これまで国土交通省では、マスク非着用者によるタクシー運転者や次に乗車する利用者の新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑制するため、病気などの「正当な理由」がないにも関わらず、マスク着用の求めに応じない者については、乗車をお断りする旨の約款（以下「マスク約款」という。）を申請に応じて認可してきたところである。

他方、決定（7）において「マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく」と示されたように、マスクを着用しないことについて「正当な理由」は不要となった。

このため、今後、マスク約款については、原則認可せず、特段の事情がある場合に限って認可することとする。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対しても別添のとおり通知したので申し添える。

【別添】

事 務 連 絡

令和5年4月28日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

マスク非着用者のタクシー乗車に係る約款の認可について

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけられることとされた。

また、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「決定」という。）において、3月13日以降のマスクの着用は「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」とされ、「マスク着用が効果的な場面」として、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車するときにはマスクの着用が推奨され、タクシー利用時については、マスク着用推奨の対象外として整理されたところである。

これまで国土交通省では、マスク非着用者によるタクシー運転者や次に乗車する利用者の新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑制するため、病気などの「正当な理由」がないにも関わらず、マスク着用の求めに応じない者については、乗車をお断りする旨の約款（以下「マスク約款」という。）を申請に応じて認可してきたところである。

他方、決定（7）において「マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく」と示されたように、マスクを着用しないことについて「正当な理由」は不要となった。

このため、今後、マスク約款については、原則認可せず、特段の事情がある場合に限って認可することとする。

また現在、マスク約款の認可を受けている事業者におかれては、マスク非着用を理由に乗車拒否できなくなったことを承知いただくとともに、約款変更を含め、その取扱いについて検討されるよう、傘下会員に対して周知徹底を図られたい。

他方、決定（6）においては、「事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される」とされており、タクシー

業界のガイドラインにも同様の内容が規定されているところ、乗車拒否はできないものの、運転者がタクシー利用者にマスクの着用を求めることは可能である（感染を危惧する場合にあっては、マスクを常備し旅客に提供したり、運転席仕切りカーテン隔壁を設置したりするなど、状況に応じて必要な措置を講じられたい。）。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対しても別添のとおり通知したので申し添える。

マスク着用の考え方を見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方を見直しについて

(1) 見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱い）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

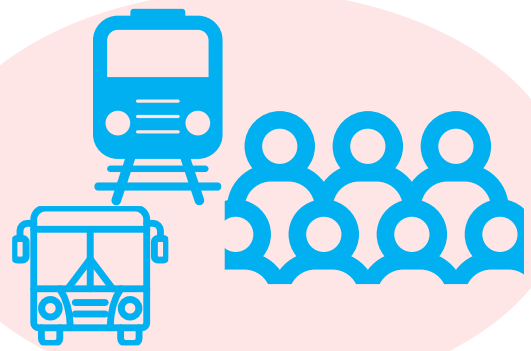
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります



タクシーにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第5版)

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会

令和2年5月14日
(令和2年6月4日改定)
(令和3年11月1日改定)
(令和4年12月14日改定)
(令和5年3月6日改定：同年3月13日実施)

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」¹（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

タクシーは、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

¹ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針は、累次の改訂がなされている。
(<https://corona.go.jp/emergency/>)

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所等において、新型コロナウイルス変異株の特性を踏まえた通勤形態への配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実など、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・従業員に対し、ワクチン接種を強制することはせず、その意義と位置づけを周知啓発する²。
- ・従業員がワクチン接種を受けやすいよう、ワクチン接種の当日やその後に副反応の見込まれる日については、あらかじめシフト調整、勤務免除、休暇付与などにより、職場における環境を整備する。その際、不特定多数の人と接触する機会が多い職場や従業員については、ワクチン接種の重要性に鑑みて、希望者がワクチン接種を速やかに受けることができるよう配慮する。

(2) 健康管理

- ・従業員に対し、健康観察アプリの活用などを通じ、毎日の健康状態の把握を推奨する。出勤時に、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得、職場等での検査³や医療機関の受診を推奨する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キット⁴を利用できるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備する。（「運転

² 予防接種法第9条は、予防接種を受ける努力義務を定めている。厚生労働省「新型コロナワクチンについて」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html）など参照。

³ 体調が気になる場合等には、薬局で入手できる厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを使用することもできる。

⁴ 厚生労働省・内閣官房「職場における検査等の実施手順について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>）

者の健康管理については、「(7) 運転者に対する点呼」の内容も参照する。)

- ・検査で陽性だった者については、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦等の重症化リスクの高い者には医療機関の受診を推奨することとし、症状が軽いなど自宅で療養を希望する者には、可能な限り地域の健康フォローアップセンター等の活用を促す。(重症化リスクの高い者については、抗原簡易キットの使用によって受診が遅れることのないように留意する。)
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針⁵などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。
- ・上記については、事業所内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

(3) 通勤

- ・感染拡大期においては、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態や通勤方法の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。

(4) 事業所での勤務

- ・従業員に対し、定期的な手洗い又は手指消毒を徹底する。
- ・従業員に対し、咳エチケットに努めるなど感染防止対策について指導する。
- ・飛沫感染防止のため、仕切りがなく対面する場合には、一定の距離を保つよう工夫する。一定の距離を保てず、長時間対面する場合には、アクリル板や透明ビニールカーテン等の遮蔽物を設置するなど工夫する。
- ・建物全体や個別の作業スペースについて、可能であれば常時換気あるいはこまめな換気に努める。なお、必要な換気量が確保された設備による換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気状況の確認にCO₂モニター等を活用することも有効（CO₂濃度1000ppm以下）。
- ・事業所内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度40%～70%になるよう

⁵ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第5版）など（<https://www.sanei.or.jp/topics/covid19/index.html>）

努める。寒冷期は適度な保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。

- ・業務による車両での移動の際も換気等を徹底する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース、食堂

- ・使用する際は、入退室の前後の手洗い又は手指消毒を徹底する。
- ・休憩・休息をとる場合や飲食する場合には、一定の距離を確保するよう努める。
- ・屋内休憩スペースについては、常時換気を行うとともに、「三つの密」を避けるなど、基本的な感染対策に努める。

(6) 車両・設備・器具

- ・事業用自動車内の座席、手すり、アクリル板等の防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、適度な消毒を行う。
- ・ゴミは適切に回収する。マスクやティッシュ等のゴミを捨てる時は、ゴミに直接触れず、ゴミ袋はしっかり縛って封をする。また、ゴミ捨て後は手洗いを徹底する。
- ・運転席と後部座席の間にアクリル板等の防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

(7) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、一定の距離を保つこと、距離が保てず、長時間の会話等がある場合には、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置する。また、運行管理者等に対し、手洗い等の基本的な感染予防対策について指導を行うよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用できるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備する。（検査で陽性だった者については、「(2) 健康管理」の内容も参照する。）
- ・始業点呼時に、手洗いの励行等の感染予防対策を確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや複数の検知器を使用すること等により感染防止を図る。

(8) 運行中

- ・乗務員は、咳エチケットを徹底する。
- ・車内には、アクリル板や透明な防護スクリーン等を設置し、飛沫感染対策を図る。
- ・乗客の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け、風量にも配慮した効果的な車内換気を行うとともに、空気清浄機等を活用している場合は、車内空気の清浄度等を表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- ・接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。
- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底する。

(9) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・従業員に対し、手洗いや「三つの密」を避けるなど、基本的な感染対策を促す。
- ・発熱、咳、咽頭痛や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者、ワクチン接種を受けていない従業員が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発する。回復した従業員の円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

(10) 利用者に対する協力のお願い

- ・後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して後部座席に乗車するよう理解と協力を求める。

(11) 従業員の感染が確認された場合の対応

- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う⁶。

⁶ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

(12) その他

- ・マスクの着用⁷は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は乗務員を含む従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

以上

⁷ 厚生労働省 HP「マスクの着用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直しについて」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf

タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
新旧対照表

改定（第5版）	現行（第4版）
1. はじめに 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。 タクシーは、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。 このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。 また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。 <u>（削除）</u>	1. はじめに 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。 タクシーは、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。 このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。 また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。 なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。 2. 感染防止のための基本的な考え方 事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所等において、新型コロナウイルス変異株の特性を踏まえた通勤形態への配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実など、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。 3. 講じるべき具体的な対策 (1) 感染予防対策の体制 ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。 ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。 ・国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。 ・従業員に対し、ワクチン接種を強制することはせず、その意義と位置づけを周知啓発する。 ・従業員がワクチン接種を受けやすいよう、ワクチン接種の当日やその後に副反応の見込まれる日については、あらかじめシフト調整、勤務免除、休暇付与などにより、職場における環境を整備する。その際、不特定多数の人と接触する機会が多い職場や従業員については、ワクチン接種の重要性に鑑みて、希望者がワクチン接種を速やかに受けることができるよう配慮する。 (2) 健康管理 ・従業員に対し、健康観察アプリの活用などを通じ、毎日の健康状態の把握を推奨する。出勤時に、体調	<u>保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。</u> また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。 2. 感染防止のための基本的な考え方 事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所等において、新型コロナウイルス変異株の特性を踏まえた通勤形態への配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実など、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。 3. 講じるべき具体的な対策 (1) 感染予防対策の体制 ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。 ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。 ・国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。 ・従業員に対し、ワクチン接種を強制することはせず、その意義と位置づけを周知啓発する。 ・従業員がワクチン接種を受けやすいよう、ワクチン接種の当日やその後に副反応の見込まれる日については、あらかじめシフト調整、勤務免除、休暇付与などにより、職場における環境を整備する。その際、不特定多数の人と接触する機会が多い職場や従業員については、ワクチン接種の重要性に鑑みて、希望者がワクチン接種を速やかに受けることができるよう配慮する。 (2) 健康管理 ・従業員に対し、健康観察アプリの活用などを通じ、毎日の健康状態の把握を推奨する。出勤時に、体調
--	---

の思わしくない者には各種休暇制度の取得、職場等での検査や医療機関の受診を推奨する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用できるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備する。（「運転者の健康管理については、「（７）運転者に対する点呼」の内容も参照する。）

- ・検査で陽性だった者については、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦等の重症化リスクの高い者には医療機関の受診を推奨することとし、症状が軽いなど自宅で療養を希望する者には、可能な限り地域の健康フォローアップセンター等の活用を促す。（重症化リスクの高い者については、抗原簡易キットの使用によって受診が遅れることのないように留意する。）
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。
- ・上記については、事業所内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

（３）通勤

- ・感染拡大期においては、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休３日制など、様々な勤務形態や通勤方法の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。

（４）事業所での勤務

- ・従業員に対し、定期的な手洗い又は手指消毒を徹底する。
- ・従業員に対し、咳エチケットに努める **など感染防止対策について指導**する。

の思わしくない者には各種休暇制度の取得、職場等での検査や医療機関の受診を推奨する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用できるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備する。（「運転者の健康管理については、「（７）運転者に対する点呼」の内容も参照する。）

- ・検査で陽性だった者については、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦等の重症化リスクの高い者には医療機関の受診を推奨することとし、症状が軽いなど自宅で療養を希望する者には、可能な限り地域の健康フォローアップセンター等の活用を促す。（重症化リスクの高い者については、抗原簡易キットの使用によって受診が遅れることのないように留意する。）
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。
- ・上記については、事業所内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

（３）通勤

- ・感染拡大期においては、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休３日制など、様々な勤務形態や通勤方法の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。

（４）事業所での勤務

- ・従業員に対し、定期的な手洗い又は手指消毒を徹底する。
- ・従業員に対し、適切なマスク着用や咳エチケットに努めるよう徹底する。ただし、人との距離を十分に確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。

・飛沫感染防止のため、仕切りがなく対面する場合には、一定の距離を保つよう工夫する。一定の距離を保てず、長時間対面する場合には、アクリル板や透明ビニールカーテン等の遮蔽物を設置するなど工夫する。

・建物全体や個別の作業スペースについて、可能であれば常時換気あるいはこまめな換気に努める。なお、必要な換気量が確保された設備による換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気状況の確認にCO2モニター等を活用することも有効（CO2濃度1000ppm以下）。

・事業所内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度40%～70%になるよう努める。寒冷期は適度な保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。

・業務による車両での移動の際も換気等を徹底する。

（５）事業所での休憩・休息スペース、食堂

・使用する際は、入退室の前後の手洗い又は手指消毒を徹底する。

・休憩・休息をとる場合や飲食する場合には、一定の距離を確保するよう努める。

・屋内休憩スペースについては、常時換気を行うとともに、「三つの密」を避けるなど、基本的な感染対策に努める。

（６）車両・設備・器具

・事業用自動車内の座席、手すり、アクリル板等の防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、適度な消毒を行う。

・飛沫感染防止のため、仕切りがなく対面する場合には、顔の正面から1～2メートルを目安に、一定の距離を保つよう工夫する。マスク着用時も大声や長時間の会話を控えるよう呼びかける。一定の距離を保てず、長時間の会話等がある場合には、アクリル板や透明ビニールカーテン等の遮蔽物を設置するなど工夫する。

・建物全体や個別の作業スペースについて、可能であれば常時換気あるいはこまめな換気に努める。なお、必要な換気量が確保された設備による換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気状況の確認にCO2モニター等を活用することも有効（CO2濃度1000ppm以下）。

・事業所内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度40%～70%になるよう努める。寒冷期は適度な保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。

・業務による車両での移動の際も、適切なマスクの着用、換気等を徹底する。

（５）事業所での休憩・休息スペース、食堂

・使用する際は、入退室の前後の手洗い又は手指消毒を徹底する。食事、着替えなどでマスクを着用していない時は、会話を控え、会話をする場合は、適切にマスクを着用することを徹底する。

・休憩・休息をとる場合や飲食する場合には、1～2メートルを目安に顔の正面から距離を確保するよう努める。

・屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、「三つの密」を避けるよう日頃から徹底する。

（６）車両・設備・器具

・事業用自動車内の座席、手すり、アクリル板等の防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、適度な消毒を行う。

- ・ゴミは適切に回収する。マスクやティッシュ等のゴミを捨てるときは、ゴミに直接触れず、ゴミ袋はしっかり縛って封をする。また、ゴミ捨て後は手洗いを徹底する。
- ・運転席と後部座席の間にアクリル板等の防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

(7) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、一定の距離を保つこと、距離が保てず、長時間の会話等がある場合には、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置する。また、運行管理者等に対し、手洗い等の基本的な感染予防対策について指導を行うよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用できるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備する。（検査で陽性だった者については、「(2) 健康管理」の内容も参照する。）
- ・始業点呼時に、手洗いの励行等の感染予防対策を確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや複数の検知器を使用すること等により感染防止を図る。

(8) 運行中

- ・乗務員は、咳エチケットを徹底する。
- ・車内には、アクリル板や透明な防護スクリーン等を設置し、飛沫感染対策を図る。
- ・乗客の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け、風量にも配慮した効果的な車内換気を行うとともに、空気清浄機等を活用している場合は、車内空気の清浄度等を表示する等により、乗客

- ・ゴミは適切に回収する。マスクやティッシュ等のゴミを捨てるときは、ゴミに直接触れず、ゴミ袋はしっかり縛って封をする。また、ゴミ捨て後は手洗いを徹底する。
- ・運転席と後部座席の間にアクリル板等の防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

(7) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離（1 m～2 mを目安）を保つこと、距離が保てず、長時間の会話等がある場合には、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置する。また、運行管理者等に対し、適切なマスク着用や手洗い等の基本的な感染予防対策について指導を行うよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用できるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備する。（検査で陽性だった者については、「(2) 健康管理」の内容も参照する。）
- ・始業点呼時に、適切なマスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策を確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや複数の検知器を使用すること等により感染防止を図る。

(8) 運行中

- ・乗務員は、運行中は適切にマスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底する。
- ・車内には、アクリル板や透明な防護スクリーン等を設置し、飛沫感染対策を図る。
- ・乗客の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け、風量にも配慮した効果的な車内換気を行うとともに、空気清浄機等を活用している場合は、車内空気の清浄度等を表示する等により、乗客

が安心して利用することができるように配慮する。 ・接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。 ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底する。 (9) 従業員に対する感染防止策の啓発等 ・従業員に対し、<u>手洗い</u>や<u>「三つの密」</u>を避けるなど、基本的な感染対策を促す。 ・発熱、咳、咽頭痛や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。 ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。 ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者、ワクチン接種を受けていない従業員が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発する。回復した従業員の円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。 (10) 利用者に対する協力をお願い ・後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して後部座席に乗車するよう理解と協力を求める。 <u>(削除)</u> (11) 従業員の感染が確認された場合の対応 ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。 (12) その他 <u>(削除)</u>	が安心して利用することができるように配慮する。 ・接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。 ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底する。 (9) 従業員に対する感染防止策の啓発等 ・従業員に対し、<u>適切なマスクの着用や密閉空間での会話を避ける</u>など、基本的な感染対策を促す。 ・発熱、咳、咽頭痛や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。 ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。 ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者、ワクチン接種を受けていない従業員が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発する。回復した従業員の円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。 (10) 利用者に対する協力をお願い ・後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して後部座席に乗車するよう理解と協力を求める。 ・乗車に際しては、<u>利用者の適切なマスクの着用と大声を抑えるなど感染防止について理解と協力を求める。</u> (11) 従業員の感染が確認された場合の対応 ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。 (12) その他 ・<u>上記各項における適切なマスクの着用に関しては、乳幼児及び障害や病気のためマスク着用できない</u>
--	---

<u>・マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は乗務員を含む従業員にマスクの着用を求めることは許容される。</u> 以上	<u>人に対し差別が生じないよう十分に配慮する。</u> <u>(新設)</u> 以上
--	---